

6. 収入基準

(収入が滋賀県営住宅条例に定める基準の範囲内であること)

次の計算による金額が158,000円以下であること。(裁量階層の場合は214,000円)

{所得金額 - (本人以外の同居親族数 × 380,000円 + 特別控除)} ÷ 12

別居の扶養親族が
あれば加算します。

世帯全員の所得の合算額
非課税所得(生活保護、失業保険、遺族年金、
福祉年金等)、退職金、一時所得は含みません。

●世帯主又は同居者及び別居扶養親族が次の項目に該当する場合、それぞれの金額

- ・満70歳以上の控除対象配偶者、同扶養親族…………… 10万円
- ・16歳以上23歳未満の扶養親族…………… 25万円

(障がい者)

- ・所得税法上の特別障害者に該当する者…………… 40万円
- ・所得税法上の障害者に該当する者…………… 27万円

●世帯主又は同居者が次の項目に該当する場合(本人控除)、次の金額

- ・所得税法上の寡婦、寡夫…………… 27万円(※)

(※)法律婚によらないで母または父となった者については、寡婦(寡夫)控除の対象となります。

○所得金額は、今年度の市県民税(非)課税所得証明書に記載されております。

ただし、**前年の途中以降に仕事を変わられた方は、現在のお仕事の収入から所得を算出し、**
収入月額が決定されます(所得の計算方法は、次頁に記載しています)。

所得金額の計算方法【令和2年1月分以降の収入について】

※所得者が2名以上いる場合は、所得金額を別々に計算してから合算し、世帯全員の年間所得金額を算出してください。

(1) A～Cに応じて所得を算出してください。

A. 給与所得者の場合

年間収入金額（年間給与・賞与の合計）を元に計算式等により給与所得額を算出してください。（勤務して1年に満たない場合は、1月あたりの平均収入月額を12倍したものを推定年間収入として計算します。）

年間収入金額	年間給与所得額
～ 550,999円	0円
551,000円～1,625,999円	「年間収入金額 - 550,000円」で求めた金額
1,626,000円～1,800,000円	年間収入金額 × 0.6 + 100,000円
1,800,001円～3,600,000円	年間収入金額 × 0.7 - 80,000円
3,600,001円～6,600,000円	年間収入金額 × 0.8 - 440,000円

B. 事業所得者の場合

年間収入金額	-	税法上の必要経費	=	年間所得額
--------	---	----------	---	-------

C. 公的年金受給者の場合

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計(A)	公的年金所得額
65歳から	～ 1,100,000円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	(A) - 1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円～	(A) × 0.95 - 1,455,000円
65歳まで	～ 600,000円	0円
	600,001円～1,299,999円	(A) - 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円～	(A) × 0.95 - 1,455,000円

(2) 給与所得(A)または公的年金所得(C)のある方は、(1)で算出した所得から10万円を引いた額が入居の上での所得額となります。

(所得金額が10万円未満である場合には、当該所得金額を差し引きます)

※給与所得と公的年金所得の両方の所得がある方は計算方法が異なります。
詳しくは、県営住宅管理センターまでお問い合わせください。

さいりょうかい そろ
裁量階層について

高齢者・障害者等の世帯を裁量階層といいます。

下記の①から⑨に該当する世帯の方は、申込資格に定める計算後の月収額が158,000円を超え、214,000円以下の方でも、一般世帯向け入居申し込みができます。

対象世帯	世帯要件
① 高齢者世帯 <small>こうれいしやせたい</small>	○申込者が単身で、60歳以上（申込受付最終日において60歳以上）の方。 ○申込者が60歳以上で、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上、または18歳未満である世帯。 (申込受付最終日において60歳以上、申込受付開始日において18歳未満)
② 身体障害者世帯 <small>しんたいしょうがいしやせたい</small>	申込者本人または同居予定者に、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの方がいる世帯。
③ 精神障害者世帯 <small>せいしんしょうがいしやせたい</small>	申込者本人または同居予定者に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から2級までの方がいる世帯。
④ 知的障害者世帯 <small>ちてきしょうがいしやせたい</small>	申込者本人または同居予定者に、精神障害者の程度に相当する程度の方がいる世帯。
⑤ 戦傷病者世帯 <small>せんしょうびょうしやせたい</small>	申込者本人または同居予定者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方（障害程度が特別項症から第6項症、または第1款症）がいる世帯。
⑥ 原子爆弾被爆者世帯 <small>げんしばくだんひばくしやせたい</small>	申込者本人または同居予定者に厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者の方がいる世帯。
⑦ 引揚者世帯 <small>ひきあげしやせたい</small>	申込者本人または同居予定者に、海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の方）の方がいる世帯。
⑧ ハンセン病療養所入所者等世帯 <small>びょうりょうようしよにゅうしよしやなどせたい</small>	申込者本人または同居予定者に、ハンセン病療養所入所者（厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方）の方がいる世帯。
⑨ 子育て世帯 <small>こそだせたい</small>	同居者に、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる場合。（中学生以下の子どもがいる世帯）